熊　谷　市

避難行動要支援者避難支援制度

個別避難計画作成の手引き

熊谷市福祉総務課

令和８年７月

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

⑴　災害に対して　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

⑵　個別避難計画の作成のすすめ　・・・・・・・・・・・・　３

⑶　ハザードマップの確認・・・・・・・・・・・・・・・・　５

２　避難行動要支援者避難支援制度とは　・・・・・・・・・　６

３　避難行動要支援者名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・　７

⑴　全体名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

⑵　同意者名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

⑶　名簿の活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

４　個別避難計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

⑴　個別避難計画の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

⑵　個別避難計画の作成方法　・・・・・・・・・・・・・・　１５

⑶　個別避難計画の記入例　・・・・・・・・・・・・・・・　１７

⑷　個別避難計画をより有効にするために　・・・・・・　２９

1　はじめに

⑴　災害に対して

大規模な地震や風水害等が発生すると、被害が広域に及び、直ちに消防等の救助（公助）を受けることが難しくなります。

過去の大震災の例を見ると、家族（自助）や隣人・地域（共助の助け合いで、多くの人命が守られました。

地域での助け合いの輪を広げ、災害に備えることが大切であり、自分たちの身は自分たちで守るという意識を持って災害に備えることが重要となります。

特に、高齢や障害等の理由によって自ら避難することが困難な方においては、地域の協力が大きな助けとなります。

※　避難支援においては、二次被害を避けるためにも、必ず自身の安全確保を大前提とし、危険な行動は避け、可能な範囲での支援活動とすることを心がけてください。



⑵　個別避難計画の作成のすすめ

高齢や障害等の理由で自ら避難することが困難である方にとっては、災害に備え、自らの命を守るためには、あらかじめ「個別避難計画（１１ページ）」を作成しておくことが大切です。

備えがなければ、いざという時に行動はできません。普段から自身や周りの人と一緒に災害時に取れる行動を考えておく必要があります。

この手引では、避難行動要支援者避難支援制度の内容と個別避難計画の作成について説明をしていきます。





防災豆知識　～防災の三本柱をご存じですか？～

「自助」「共助」「公助」

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の発生直後、消防をはじめ公共機関の対応能力を超えた状況に陥りました。このような甚大な被害規模の場合、行政による「公助」だけでの支援対応は困難です。

そこで、「自助」「共助」「公助」を防災の三本柱として連携し、地域の安心・安全を守る必要があります。

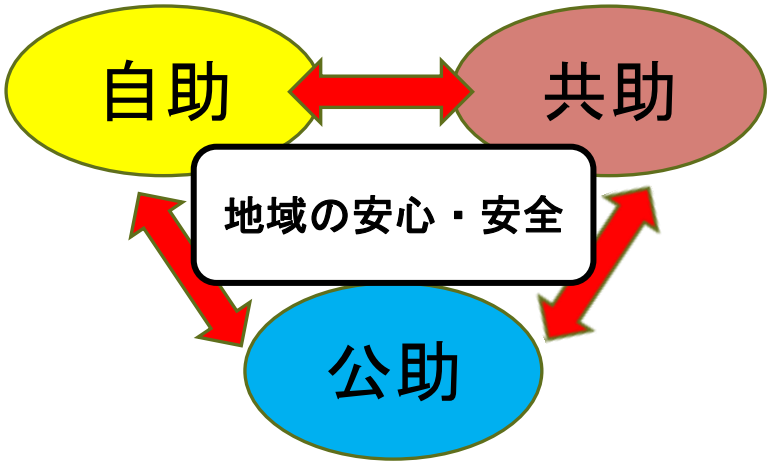

「自助」　自分自身や家族を守るために、自分や家族で防災に取り組むこと。自分や家族の身は自分たちで守るという考えのもと、災害に対して備え、行動する。

「共助」　地域住民同士、身近な人々が協力し合い、助け合うこと。普段から交流を深めることで、いざという時に大きな力を発揮します。

「公助」　消防をはじめ公的な機関が、個人や地域社会だけでは対応できない状況に対応するための支援。

⑶　ハザードマップの確認

自身の住む地域の浸水想定区域等の災害リスクを把握し、避難場所や避難経路を確認しましょう。

その他、ハザードマップには、防災に関する情報や避難のポイント等も掲載されていますので参考としてください。

熊谷市防災
ハザードマップ
二次元コード

ハザードマップ
ポータルサイト
二次元コード

２　避難行動要支援者避難支援制度とは

災害時の要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、特に支援を要する方を避難行動要支援者（以下「要支援者」）といいます。

避難行動要支援者避難支援制度は、要支援者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための取組（避難行動要支援者名簿（８ページ）や個別避難計画（１２ページ）の整備）です。

熊谷市では、下表に該当する方を要支援者（今後、要件の見直しを予定）とし、円滑な避難支援の確保のための取組を行っています。

要支援者の要件 以下の事由によって自力避難が困難な在宅者	
①	要介護度３から５の方
②	身体障害者手帳１級及び２級の方
③	精神障害者保健福祉手帳１級の方
④	療育手帳Ⓐ・Ａの方
⑤	６５歳以上のみで構成する世帯の方
⑥	その他災害時に支援が必要で支援を希望する方



しかし、行政だけで要支援者の支援を行うことは困難です。災害時において、より多くの人命を守るためには、地域の皆さんの協力がとても重要であり、共助が大きな力を発揮します。

避難行動要支援者避難支援制度は、地域の皆さんの助け合いで災害時に１人でも多くの命が助かるよう役立てていただくためのものでもあります。

3　避難行動要支援者名簿

要支援者の情報を記載し、避難支援等の基礎とする名簿を避難行動要支援者名簿（以下「名簿」）といいます。

名簿の作成は、災害対策基本法によって市町村に対して義務付けられています。

⑴　全体名簿

災害発生時、特に必要がある場合には、避難支援等関係者（消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会（自主防災組織））に対し、名簿を提供します。ここでいう名簿は、次の⑵「同意者名簿」に対して、「全体名簿」としています。

⑵　同意者名簿

平常時からの備えとして、要支援者の緊急連絡先等の避難支援情報を名簿に登録し、避難支援等関係者に対し名簿情報の事前提供について同意する場合には、市への申請が必要となります。全体名簿のうち、申請のあった要支援者を登載した名簿を「同意者名簿」としています。

要支援者の要件 以下の事由によって自力避難が困難な在宅者	
①	要介護度３から５の方
②	身体障害者手帳１級及び２級の方
③	精神障害者保健福祉手帳１級の方
④	療育手帳Ⓐ・Ａの方
⑤	６５歳以上のみで構成する世帯の方
⑥	その他災害時に支援が必要で支援を希望する方

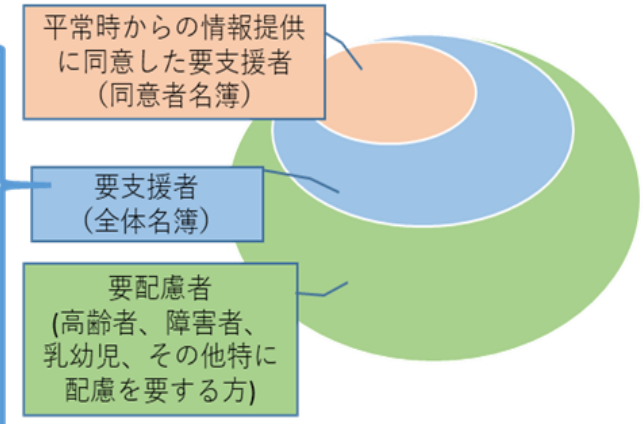

要支援者の範囲イメージ

全体名簿

災害発生時は本人の同意の有無に関わらず、必要な範囲で要支援者の情報を提供



同意者名簿

平常時からの備えとして市に申請、情報提供



⑶　名簿の活用

熊谷市では、毎年、避難支援等関係者のうち民生委員・児童委員及び自治会に同意者名簿を配布し、共助による避難支援を推進しています。



※　避難支援等関係者には、自身と家族の安全確保が最優先であることから、二次被害を避けるためにも無理のない範囲で協力していただくことを第一に周知しています。

防災豆知識　～災害への備えは何ができる？～

主なそなえの例

雨風が強くなる前に行うべき事項を済ませておく時期

- 今後の台風を調べ始める
- テレビの天気予報を注意
- 家族全員の今後の予定を確認
- 避難する時に持っていくものを準備する
- 家の周りに風で飛ばされそうなものはないか確認
- テレビ・インターネット・メール等で雨や川の様子に注意

水位等の状況を把握しつつ避難に要する時間に応じて避難行動を開始する時期

- 住んでいる所と上流の雨量を調べ始める
- 川の水位を調べ始める
- 携帯電話の充電
- 通行止め情報がないかインターネットで確認
- 避難しやすい服装に着替える
- 隣町への避難の開始を判断
- 市内の高台への避難の開始を判断

- 川の水位をインターネットで確認
- 市内の指定緊急避難場所への避難を判断
- 隣町への避難を完了
- 移動に時間のかかる人は、市内の指定避難所等への避難開始を判断
- 隣の一人暮らしのおばあちゃんに声をかけて一緒に避難する
- 安全な所へ移動を始める

身の安全を確保すべき時期

- 川の水位をインターネットで確認
- 市内の高台への避難を完了
- 市内の指定避難所等への避難を完了

- テレビで災害が発生した情報の確認
- 自宅内の浸水が想定されない場所で、身の安全を確保

４　個別避難計画

個別避難計画とは、要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画です。

計画には、名簿情報のほか、避難を支援してくれる方の氏名、住所、連絡先等の情報や避難場所、注意事項、その他避難支援に必要な情報を記載します。

災害発生時は、すぐに公的な支援が受けられるとは限らず、頼りになるのは近くにいる人たちです。そのため、近隣住民同士による支え合い、助け合いが重要です。平常時からいざという時の準備をしておき、顔の見える関係をつくっておくことが大切です。

個別避難計画は、災害に備え、「いつ」「どこへ」「誰と」「どうやって逃げるのか」といったことを具体的に決めておくものです。

個別避難計画を作成することで、災害への備えを進め、日頃の防災対策について見直すことができます。

※　災害時は地域住民全員が被災者です。必ずしも個別避難計画に記載したとおりの支援が受けられるとは限りません。

個別避難計画のイメージ

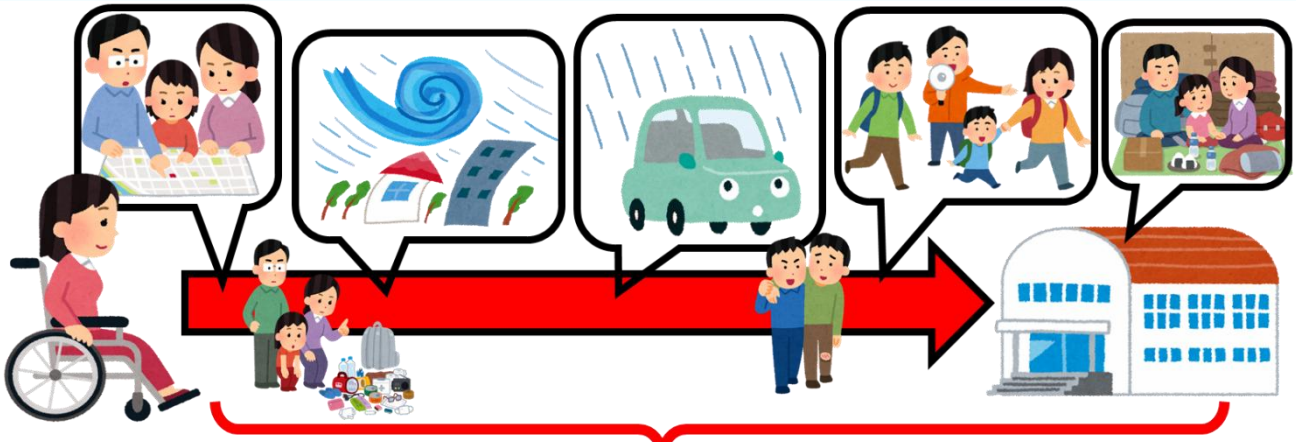

誰と避難する？
・家族
・近所の方
・自治会の方　など

避難先や避難方法は？
・小学校
・親戚宅
・近所の方の車に同乗　など

薬や食事は？
・毎日服用している薬
・アレルギー
・食形態　　など

個別避難計画

注意することはある？
・車イスでの移動
・喋ることが難しい
・パニックになる　など

⑴　個別避難計画の構成

ア　個別避難計画　（Ａ票）

全ての要支援者が対象です。

１ページ目：自宅での安否確認と避難先までの移動に必要な情報（自宅見取図は２ページ目に記載）

２ページ目：避難先での緊急的な安全確保の時期（おおむね１日程度）における生活上の配慮に必要な情報（避難所にいる方々が配慮可能な範囲）

３ページ目：自宅周辺の地図情報（市が作成します。）

イ　個別避難計画　別表　（Ｂ票）

上記ア個別避難計画の項目だけでは不足する場合、特に医療的ケア等を必要とする重度の要支援者が作成するものです。

１ページ目：重度の要支援者が避難先で生活をする上で必要な情報

（避難時に必要な物資、必要な医療行為情報等）

２ページ目：タイムスケジュール

個別避難計画の構成			
	作成の対象者	個別避難計画を共有する範囲※	個別避難計画の用途
個別避難計画（Ａ票）	全要支援者	本人、行政、避難支援者、自主防災組織　等	災害発生から避難所、初期の避難生活までの支援
個別避難計画別表（Ｂ票）	重度の要支援者	本人、行政、相談支援員、ケアマネージャー等	避難生活における支援

※ 個別避難計画は、本人が希望する範囲で共有する。

⑵　個別避難計画の作成方法

ア　「熊谷市　個別避難計画」の様式の各項目について、要支援者及びその家族、避難支援者、関係する福祉・医療関係者等で話し合い、記入します。

様式は市ホームページにてダウンロードできます。紙の様式は福祉総務課の窓口で受取ができます。

※　個別避難計画の記入方法については、次の「⑶　個別避難計画の記入例」を参照してください。





イ　作成した個別避難計画を熊谷市福祉総務課に提出します。

データでの提出は福祉総務課宛にメールにてお願いします。

■福祉総務課アドレス fukushisomu@city.kumagaya.lg.jp

ウ　自宅周辺地図等、市が必要な部分を作成し、完成した個別避難計画を必要部数お渡しします。本人及び支援者等において、個別避難計画を共有します。



⑶　個別避難計画の記入例

ア　個別避難計画

様式第2号　　**熊谷市　個別避難計画　（A票）**　　**表　面**

市記入	No.	作成日		浸水	土砂	建物	重症度	電源	地区
		更新日							

①	①	フリガナ	クマガヤ　タロウ	生年	連絡先	000-0000-0000 （父：熊谷　熊男）
		氏　名	熊谷　太郎	西暦　19XX　年		
		住　所	熊谷市 熊谷市宮町二丁目47-1			
②	②	ハザードマップのリスク情報	浸水5.0～10.0m未満、内水浸水履歴区域、土砂災害特別警戒区域			
③	③	本人の特性・病状等	人前でパニックになりやすい。 耳が聞こえない。			
④	④	同居の家族及びその状況	☐単身　☑同居の家族有 父、母、姉（要支援者）、祖母（高齢者のため素早く動けない） 姉は歩行困難のため、移動には本人と同様に車イスが必要。			
⑤	⑤	建物の構造	☑木造（19XX　年築）　☐鉄骨・鉄筋コンクリート（　年築）　☐不明 ☑戸建て　☐共同住宅・集合住宅（　階建/　階、☐エレベーター有）			
⑥	⑥	玄関までの移動	自力で　☐できる　☐できない			
⑦	⑦	屋外での移動方法	☑車イス　☐杖　☐シルバーカー　☐歩行器　☐白杖 ☐その他（　）			
⑧	⑧	風水害 避難先	⑴ ○○小学校	⑵ ○○集会所	⑶ ◆◆さん宅	
		風水害 避難方法	荷物が多いため、できる限り車での移動が必要			
		風水害 避難するときに手伝ってほしいこと	安否確認（早めの声がけ）、避難所の受入状況の伝達、荷物運搬（機器の濡れ対策）			
		地震 避難先	⑴ △△小学校	⑵ △△公民館	⑶ △△センター	
		地震 避難方法	荷物が多いため、できる限り車での移動が必要			
		地震 避難するときに手伝ってほしいこと	安否確認（声がけ）、避難所の受入状況の伝達、荷物運搬（電源の確保支援）			
⑨	⑨	持出セット	保管場所：玄関入って右側１階リビングのクローゼット	特徴：青色のリュックサック		

⑩ ⑩ 安否確認や避難の手助けをする人（近隣の支援者）

氏名	関係	住んでいる地域	TEL
江南　暑兵衛	親戚	熊谷市箱田一丁目	000-0000-0000
氏名	関係	住んでいる地域	TEL
大里　大里子	隣人	熊谷市宮町二丁目	000-0000-0000
氏名	関係	住んでいる地域	TEL
埼玉　二郎	自治会班長	熊谷市宮町二丁目	000-0000-0000

個別避難計画は、避難支援者の方々が緊急時にすぐに確認できるよう、なるべく簡単に、分かりやすく記入することを心がけましょう。

① 氏名、生年、連絡先、住所

要支援者本人の氏名、生年、住所を記入します。連絡先には、要支援者本人との意思の疎通が難しい場合は、家族の連絡先や氏名を記入します。

② ハザードマップのリスク情報

ハザードマップで自宅の災害リスクを確認します。

垂直避難の可否等、自宅の状況を把握します。

熊谷市防災
ハザードマップ
二次元コード

③ 本人の特性・病状等

地域や避難所の支援者に知っておいてほしい本人の特性や病状を記入します。

※外見では分かりにくい障害もあるため、事前の情報提供が有効です。

④ 同居の家族及びその状況

要支援者の世帯状況をチェックします。

同居の家族がいる場合、家族構成（家族の状況）を記入します。

同居の家族に他に配慮が必要な方がいる場合についても記入します。

⑤ 建物の構造

要支援者の自宅について、上段部分は、構造をチェックし、築年数を記入します（1981 年（昭和 56 年）以前に建築された建物は、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の旧耐震基準によって建築され、耐震性が不十分な場合が多く存在します。）。

下段部分は、戸建てか集合住宅（階数の記入、エレベーターがある場合はチェック）をチェックします。

⑥ 玄関までの移動

自宅の中から玄関（外）までの移動がどの程度可能かチェックします。

⑦　屋外での移動方法

要支援者の移動に必要なものをチェックします。「その他」にチェックをした場合、必要なものを具体的に記入します。

⑧　風水害（地震）避難先、避難方法、手伝ってほしいこと

避難先は複数の候補を検討しておくことで、状況に応じた避難が可能となります。風水害においては、最寄りの第一避難所を記入する場合、浸水想定区域の確認をしましょう（避難先は避難所に限りません。安全な場所であれば、自宅、親戚、知人宅などを避難先として記入します。）。

また、避難方法、支援者に手伝ってほしいことを記入します。

※状況によって在宅避難をする場合、避難支援者等と連絡を取り合い、行き違いを避けましょう。

⑨　持出セット（保管場所、特徴）

避難する際に持ち出す避難リュックなどの場所と特徴を記入します。持出セットはあらかじめ１つにまとめ、分かりやすい場所に準備し、避難支援者との打ち合わせの際に保管場所を確認しておきましょう。

⑩　安否確認や避難の手助けをする人（近隣の支援者）

安否確認等、避難の支援をしてくれる人を記入します。支援者には、あらかじめ個別避難計画の作成と避難の支援について了解を得ておきましょう。また、個別避難計画の内容についても共有しましょう。

※支援者として個別避難計画に名前が記載されることで、法的な責任が課されるわけではありません。

そのため、要支援者は必ずしも支援を受けられるとは限りません。

災害時には、支援者も等しく被災者となるため、可能な範囲での支援協力となります。

防災豆知識　～災害に備えるために何を用意する？～

日頃の準備は、災害時の命綱です。
ここに示したのは一例です。
各家庭の事情に合わせて、
必要な物を用意しておきましょう。



非常用持出袋　「避難時に持ち出す」もの

- ☐ 水
- ☐ 食品
  （ご飯（アルファ米など）・レトルト食品・ビスケット・チョコ・乾パンなど：最低3日分の用意）
- ☐ 防災用ヘルメット・防災ずきん
- ☐ 衣類・下着　☐ 雨がっぱ
- ☐ 運動靴　☐ スリッパ
- ☐ 懐中電灯（※手動充電式が便利）・LEDランタン
- ☐ 携帯ラジオ（※手動充電式が便利）
- ☐ 予備電池・携帯充電器
- ☐ 救急用品
  （ばんそうこう・包帯・消毒液・常備薬など）
- ☐ 使い捨てカイロ
- ☐ ブランケット・ひざかけ
- ☐ 軍手　☐ 洗面用具
- ☐ 歯ブラシ・歯磨き粉
- ☐ タオル
- ☐ ペン・ノート
- ☐ ホイッスル
- ☐ 耳栓
- ☐ めがね・コンタクト

● 感染症対策にも有効です‼

- ☐ マスク
- ☐ 手指消毒用アルコール
- ☐ 石けん・ハンドソープ
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ 体温計

● 一緒に持ち出そう‼

- ☐ 貴重品
  （通帳・現金・パスポート・運転免許証・印鑑・病院の診察券・マイナンバーカードなど）
- ☐ 持病の薬
- ☐ お薬手帳



● 子どもがいる家庭の備え

- ☐ ミルク　☐ 使い捨て哺乳瓶
- ☐ 離乳食　☐ 使い捨てスプーン・フォーク
- ☐ 子ども用紙おむつ　☐ お尻ふき
- ☐ 子どもの靴　☐ ネックライト
- ☐ 抱っこひも

● 女性の備え

- ☐ 生理用品　☐ おりものシート
- ☐ サニタリーショーツ
- ☐ 中身の見えないごみ袋
- ☐ 防犯ブザー

● 高齢者がいる家族の備え

- ☐ 補聴器　☐ 杖　☐ 大人用紙パンツ
- ☐ 尿漏れ吸水パッド
- ☐ 入れ歯・入れ歯用洗浄剤
- ☐ デリケートゾーンの洗浄剤

備蓄品　「おうちに備えておく」もの

- ☐ 食料や水（最低３日分！できれば１週間分）× 家族分
  保存期間の長いものを多めに買っておき、消費したら補充するという習慣にしておくと、常に食料の備蓄が可能！
- ☐ 生活用品
  例えば、ティッシュ・トイレットペーパー・ラップ・ゴミ袋・ポリタンク・携帯用トイレ…など



Point

ローリングストックで在宅避難に備えましょう

ローリングストックとは、日常生活で使用する水や食料のうち、保存のきくものを、3日分備蓄しておき、古いものから普段の食卓で食べ、食べた分だけ後から買い足す方法です。
これにより、備蓄品を無駄にせず、災害時も普段から食べ慣れた食品を非常食として食べることができます。



裏　面

以下の内容は避難先での配慮事項です。避難先で説明できるように記入しましょう。

⑪	避難スペースの配慮事項	☑要電源（生命維持に関わるもの） 呼吸器に使用する電源の確保 車イスのためトイレに近い場所、感覚過敏のためできるだけ静かな場所
⑫	情報の伝達方法	耳が聞こえないため、メモやコミュニケーションボードが必要。
⑬	食事の配慮事項	☑アレルギー 有　☐アレルギー 無 えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵 ☑食形態 よく噛めないので常食は食べられない。
⑭	トイレ・排泄の配慮事項	和式トイレでの排泄不可
⑮	服薬等の状況	毎食後に服薬 インスリン注射
⑯	その他に避難先で伝えておきたいこと 知っておいてほしいこと	車イスの使用、てんかん発作時の緊急時対応、感覚過敏のため大きな音や明るい照明が苦手
⑰	自宅間取図	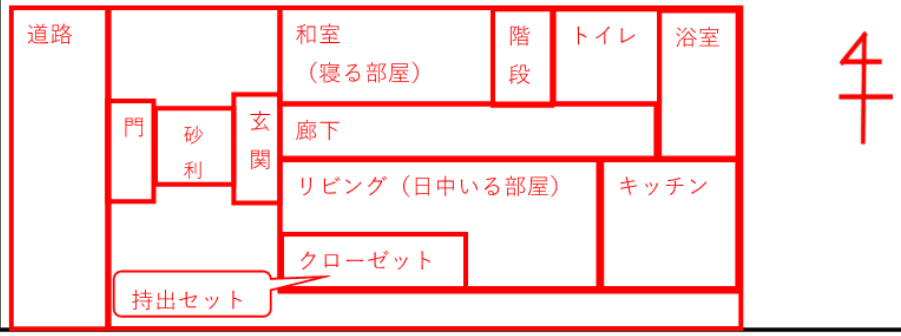
⑱	自宅の注意点	玄関と門の間は砂利のため、車イスで外に出るためにはリビングの窓からスロープを使う。 門には段差があるため、車イスでの移動にはスロープを使う。

⑲ 緊急連絡先

氏名	関係	TEL
妻沼　沼子	親戚	000-0000-0000

⑳

個別避難計画について、避難支援を実施する行政機関と避難支援者で共有します。
個別避難計画は、災害時の避難支援が必ず受けられることを保証するものではなく、避難支援者に法的責任が課されるものではありません。

以上について同意します。　20XX　年　XX　月　XX　日

本人署名	熊谷　太郎	代理人署名	父　熊谷　熊男 （本人が記入できない場合は代筆者による署名）

⑪　避難スペースの配慮事項

避難先での避難スペースの配慮事項を記入します。生命維持に関わる機器の電源を要する場合、「要電源」にチェックをします。

※避難先の設備、状況によっては電源の確保が難しい、できない場合があります。

避難者同士でできる配慮として、避難スペースの位置（壁際、トイレ付近、広さ等）、別室利用、動線の確保、備品優先利用（ベッド、マット、イス等）等があります。

⑫　情報の伝達方法

避難先での情報伝達に配慮が必要な場合は、その内容を記入します。避難者同士でできる配慮として、筆談、掲示、掲示や配布物の読み上げ、大きな声で伝える、個別に伝える、絵カード等のコミュニケーションツールの使用、簡単な言葉でゆっくり伝える等があります。

※配慮を受けるために必要な物品は、持出グッズとして準備しておきましょう。

⑬　食事の配慮事項

食事に関して、アレルギーがある場合、食形態に必要がある場合には、チェックし、内容を記入します。

⑭　トイレ・排泄の配慮事項

避難者同士でできる配慮として、トイレの付き添い・促し、トイレの処理の手伝い、おむつ替えスペースとゴミ箱の設置等が考えられます。

⑮　服薬等の状況

必要な薬については避難場所に持参します。避難者同士でできる配慮として、薬の飲み忘れを防ぐための声かけ、自己注射等の場所の確保、吸入のための電源利用等が考えられます。

⑯　その他に避難先で伝えておきたいこと、知っておいてほしいこと

避難所は住民による自主運営を基本としています。ここでは、上記⑪から⑮の他に、一緒に避難する地域住民に伝えたいことを記入します。

※外見では分かりにくい障害もあるため、事前の情報提供が有効です。

⑰　自宅間取図

自宅の間取図を記入します。要支援者が普段いる部屋、寝る部屋、持

出セットの保管場所が分かるように記入します。

⑱　自宅の注意点

避難をする際、自宅の構造等で注意することを記入します。

⑲　緊急連絡先

緊急連絡先となる人を記入します。

⑳　同意署名

個別避難計画は、要支援者の避難支援を円滑に実施するため、避難支援者のほか、関係する行政機関においても共有します。

また、個別避難計画は、災害時の避難支援が必ず受けられることを保証するのもではなく、避難支援者についても法的責任が課されるものではありません。

以上のことに同意の上、個別避難計画を作成・提出する場合には、その日付を記入し、要支援者が本人署名欄に署名をします。要支援者が署名できない場合は、代理人が署名をします。

防災豆知識　～ローリングストックって知ってる？～

「いつもの食品」を「非常食」に変えるワザ

防災

ローリングストック

手軽な防災テクニック「ローリングストック」とは

①いつもの食品、**多めにストック**
②**ふだんから**よく食べて
③食べたら**買い足す**

食べなれた食品を
ムリせず
備蓄

おすすめストック商品



水　米・パスタ　ラーメン　缶詰　即席みそ汁　レトルト食品

ストック商品を購入するコツ



①常温保存が可能なもの
②賞味期限が１年程度
③最低３日～１週間分の備蓄

「ローリングストック」の良いところ

①使っては買い足し、を繰り返すので
何年も賞味期限があるものを選ばなくてもOK

②ふだんの食事で備蓄を消費するから、**ムダが出にくい**

③災害時に食べ慣れたものを食べることで
ストレス軽減に役立つ

この防災チラシは　熊谷市 × 東京海上日動　のコラボ企画チラシです

熊谷市と東京海上日動火災保険株式会社は、連携して地域課題の解決に取り組む「包括連携協定」を締結しています

イ　個別避難計画　別表

様式第3号　**熊谷市　個別避難計画　別表　（B票）**　**表　面**

市記入	No.	作成日		浸水	土砂	建物	重症度	電源	地区
		更新日							

①	①	フリガナ	クマガヤ　タロウ	生年	連絡先	000-0000-0000 （父：熊谷　熊男）
		氏　名	熊谷　太郎	西暦　19XX　年		
		住　所	熊谷市 熊谷市宮町二丁目47-1			
②	②	物資（取り寄せてもらいたいもの）				
		医療・ケア機器・医薬品	人工呼吸器、吸引機、酸素濃縮器、酸素ボンベ 経管栄養ポンプ、注入器具、カテーテル類 常用薬、経管栄養剤、注射器、衛生材料、消毒液 モニター機器（心拍、Sp02等）、精製水			
		食品・水分	経管栄養剤、嚥下調整食、アレルギー対応食品、とろみ剤 粉ミルク、液体ミルク、特殊ミルク レトルト食品、栄養補助食品（ゼリー、流動食等） 保存食（アルファ米、保存パン）、飲料水 嚥下調整調理器具（キッチンバサミ、ミキサー、ブレンダー、フードプロセッサー、こし器、ゴムベラ）			
		生活用品・介護用品	車イス、バギー、体位保持具 介護衣類、紙おむつ、口腔ケア用品 マットレス、毛布、電気毛布、保湿シート ポータブル冷蔵庫、保冷剤、発電機、ポータブル電源 補聴器電池			
		その他	リハビリ補助具 筆談ボード			
③	③	必要な医療行為	持病 内服中の薬 アレルギー情報 てんかん発作時の対応（坐薬等の種類） 人工呼吸器、吸引機等の使用している医療機器の種類と必要な支援			
④	④	二次避難先	☑調整済 ●●医院（担当●●さん　TEL000-000-0000）			
			☑調整済 ■■福祉センター（担当■■さん　TEL000-000-0000）			
⑤	⑤	広域避難先	☑調整済 熊谷　猫彦（親戚）宅（住所：熊本県〇〇市●●〇〇番地　TEL000-0000-0000）			
⑥	⑥	在宅避難の場合に支援してほしいこと	声かけ（安否確認） 地域の被災情報 物資を届ける			
			在宅避難時の支援者	氏名	深谷　三郎	TEL　000-0000-0000

個別避難計画別表は、避難時に支援をする福祉や医療の専門職の方々向けですので、詳細な記載をしてください。

① 氏名、生年、連絡先、住所

要支援者本人の氏名、生年、住所を記入します。連絡先には、要支援者本人との意思の疎通が難しい場合は、家族の連絡先や氏名を記入します。

② 物資（取り寄せてもらいたいもの）

避難生活が長期化する場合に取り寄せてほしい特殊な物資がある場合は、規格や数量を含めて具体的に記入します。国や県に対して物資を要望する際の参考とします。

※必ず全ての物資が届くわけではありません。

大まかに医療・ケア機器・医薬品、食品・水分、生活用品・介護用品、その他 として分けて記入します。

③ 必要な医療行為

医療上必要なことを記入します。詳細な内容を必要とする場合は、個別にサポートブック等を用意します。

④ 二次避難先

一次避難先で当面の危機が去った後、長期間の避難が必要となった場合、避難生活を送る場所として、受け入れの調整ができている避難先を記入します。

避難先と調整ができている場合は「調整済」にチェックをします。

⑤ 広域避難先

大規模災害によって、長期間ライフラインが使えない状況等が発生した場合、被害のない地域に避難することも想定されます。

こうした事態に備え、遠方の親戚や事業所等とあらかじめ避難受け入れについての調整をしておき、調整ができている場合は「調整済」にチェックをします。

⑥ 在宅避難の場合に支援してほしいこと

在宅避難をした場合の支援者と支援してほしいことを記入します。支援者には、あらかじめ個別避難計画の作成と避難の支援についての理解と了解をしてもらうようにします。また、個別避難計画の内容について

も共有しましょう。

※個別避難計画に名前が記載されることで、法的な責任が課されるわけではありません。
そのため、要支援者は必ずしも支援を受けられるとは限りません。
災害時には、支援者も等しく被災者となるため、可能な範囲での支援協力となります。

⑦　タイムスケジュール

要支援者の普段の生活を記入し、避難生活の参考とします。

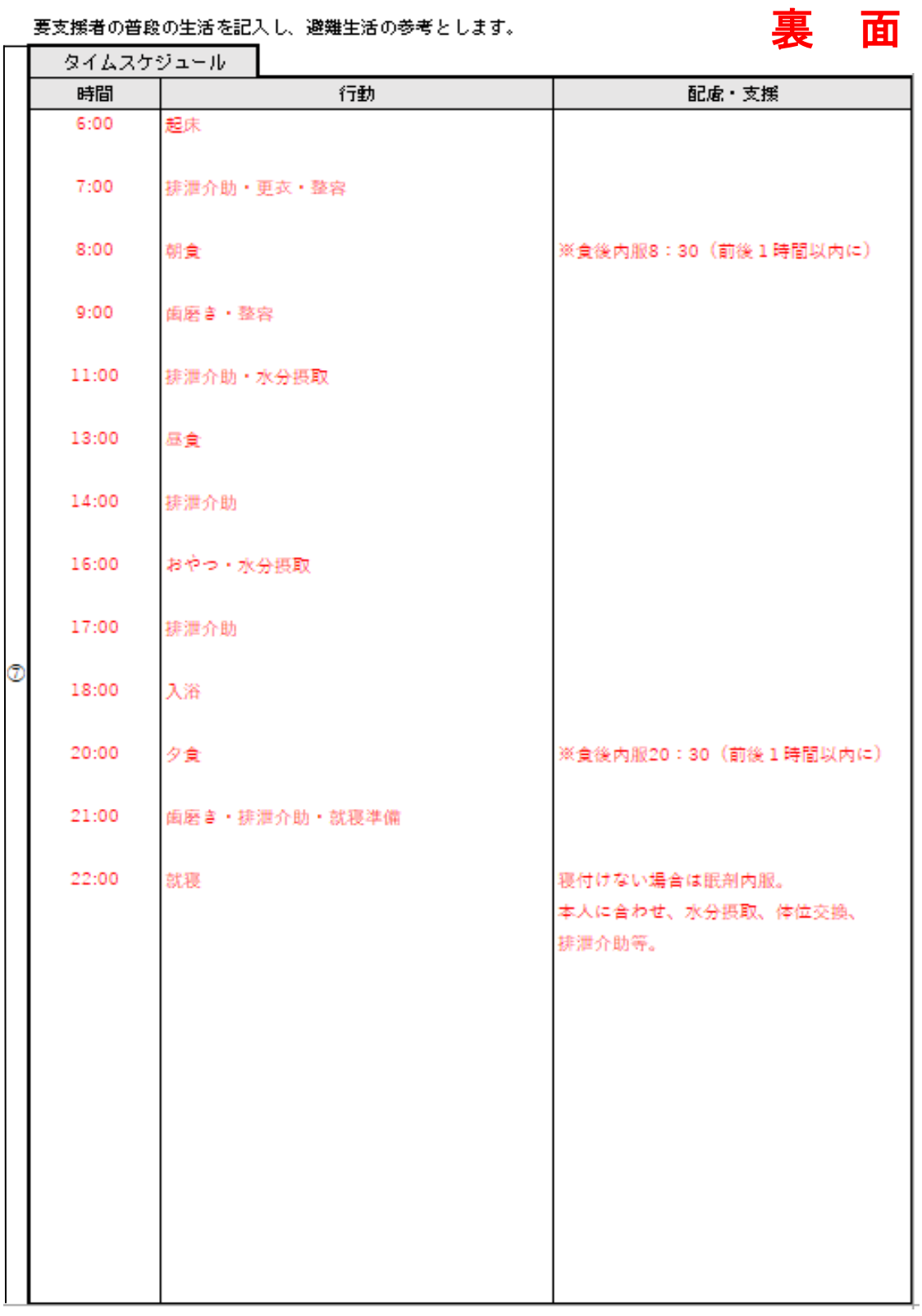

要支援者の普段の生活を記入し、避難生活の参考とします。

裏　面

タイムスケジュール

時間	行動	配慮・支援
6:00	起床	
7:00	排泄介助・更衣・整容	
8:00	朝食	※食後内服8：30（前後１時間以内に）
9:00	歯磨き・整容	
11:00	排泄介助・水分摂取	
13:00	昼食	
14:00	排泄介助	
16:00	おやつ・水分摂取	
17:00	排泄介助	
18:00	入浴	
20:00	夕食	※食後内服20：30（前後１時間以内に）
21:00	歯磨き・排泄介助・就寝準備	
22:00	就寝	寝付けない場合は眠剤内服。 本人に合わせ、水分摂取、体位交換、 排泄介助等。

⑦

⑷　個別避難計画をより有効にするために

ア　障害特性等について

	特性	支援のポイント
視覚障害	・周囲の状況が視認できない。 ・視覚情報による避難誘導が難しい。 ・単独避難が困難な場合がある。	・音声や触覚による情報提供。 ・ガイドヘルパー等同行避難者の確保。 ・避難経路の事前確認（歩行訓練等）。
聴覚障害	・音声による警報や避難指示が聞こえにくい／聞こえない。 ・情報伝達の手段に制約がある（音声放送が伝わらない。）。	・目に見える形での情報提供（文字・表示灯等）。 ・筆談、手話、指差しによるコミュニケーション。 ・通訳者や支援者との連携。
肢体不自由（身体障害）	・歩行困難、車イス使用等、移動に支援が必要。 ・階段や段差の移動が困難。 ・避難行動に時間がかかる。	・バリアフリーな避難経路の確保。 ・車イス対応の避難所情報。 ・搬送支援体制の整備
知的障害	・状況把握や判断が困難なことがある。 ・パニックを起こしやすい場合がある。 ・単独行動では避難が困難。	・わかりやすく、繰り返しの説明。 ・支援者の付き添い。 ・慣れた環境での避難訓練の実施。
精神障害	・ストレスで症状が悪化する可能性。 ・集団行動が困難なことがある。 ・一見では支援が必要とわからないことがある。	・本人の意思尊重と安心できる対応。 ・パニック時の対応方針の共有。 ・避難所での静かなスペースの確保。
発達障害（自閉スペクトラム症、ＡＤＨＤ等）	・音や光に過敏。 ・想定外の状況に不安を感じやすい。 ・指示の理解に時間がかかる。	・避難経路の事前確認と共有 ・混乱しにくい避難所環境づくり。 ・コミュニケーション支援（ピクトグラム等）
高齢者、認知症の方	・判断力や記憶力の低下。 ・移動や避難行動が困難なことがある。 ・不安や混乱を生じやすい。	・ゆっくりとした声かけや説明。 ・支援者の付き添い。 ・慣れた環境に近い避難生活の工夫。

イ　作成した個別避難計画をより有効にするためのポイント

（ア）　自分でできる備え

持出セットや備蓄品の準備、家具を固定するなど身の周りの安全な環境づくりをします。また、災害時における家族や支援者との連絡方法についても確認しておきましょう。いざという時にすぐに避難ができる準備をしておきましょう。

（イ）　ご近所づきあい

普段から近隣の方と顔の見える関係づくりをしておくことで、いざという時の助け合いが円滑に行えるようになります（共助の推進）。

（ウ）　避難支援者（安否確認や避難の手助けをする人など）

避難支援者については、災害時に実際に駆け付けられる方にお願いするようにしましょう。

（エ）　訓練

いざという時のため、避難支援者と一緒に、安否確認や避難訓練をしておきましょう。

また、地域における自主防災活動、避難訓練等への参加も

有効です。

（オ） 計画の見直し

安否確認や避難訓練をしてみたうえで、課題があれば、個別避難計画の見直しをしましょう。

（カ） 計画の共有

作成した個別避難計画は、普段利用している福祉サービスの提供事業者をはじめ、関係者と共有し、いざという時に備えましょう。

【お問い合わせ】

熊谷市福祉部福祉総務課

〒３６０－８６０１

埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１

熊谷市役所２階

TEL ：０４８-５２４－１１３３（直通）

Fax ：０４８-５２５－７７１８

Mail：fukushisomu@city.kumagaya.lg.jp